

第52号議案

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年8月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するほか、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

(芦屋市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第<u>9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第<u>8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第2条 芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 総務関係				1 総務関係			
(略)				(略)			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～5	(略)	(略)	(略)	1～5	(略)	(略)	(略)
6	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき800円
7～35	(略)	(略)	(略)	7～35	(略)	(略)	(略)
3 建設関係～5 その他共通関係				3 建設関係～5 その他共通関係			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い，個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するほか，関係規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市手数料条例の一部改正（第2条関係）

個人番号カードの発行に係る手数料に関し，地方公共団体情報システム機構が額を定め，徴収することとなったことに伴い，本市の再交付手数料に係る規定を削除する。（別表 2 民生関係の表 番号6の項）

(2) 芦屋市個人情報保護条例の一部改正（第1条関係）

ア 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る事務が，内閣総理大臣の主管事務となったことに伴う規定の整理（第33条）

イ その他規定の整理

3 施行期日

公布の日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋
(令和3年9月1日施行)

※.....部分は、新設又は改正部分

(個人番号カードの発行等)

第16条の2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第18条の2 機構は、第16条の2第1項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

3 機構は、第1項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係 改正概要

改正の背景

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)等において、市区町村からの委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化することとされた。



番号法の一部を改正

J-LISをマイナンバーカードを発行する主体として明確に位置づけ、国は、J-LISに対し、個人番号カード関係事務に係る財源措置を行う。

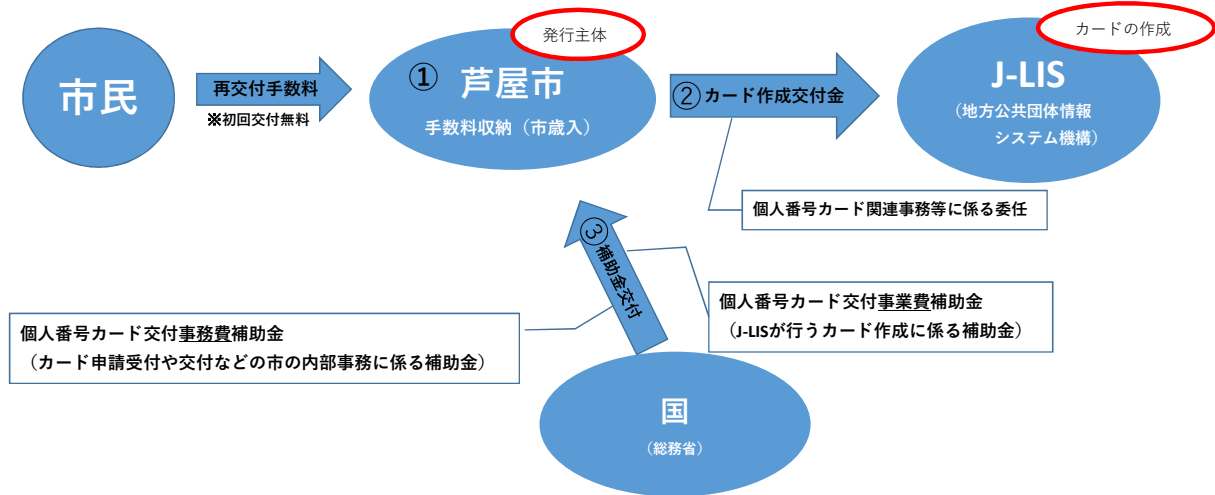


- J-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換。
- マイナンバーカード・電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化。

施行期日：令和3年9月1日

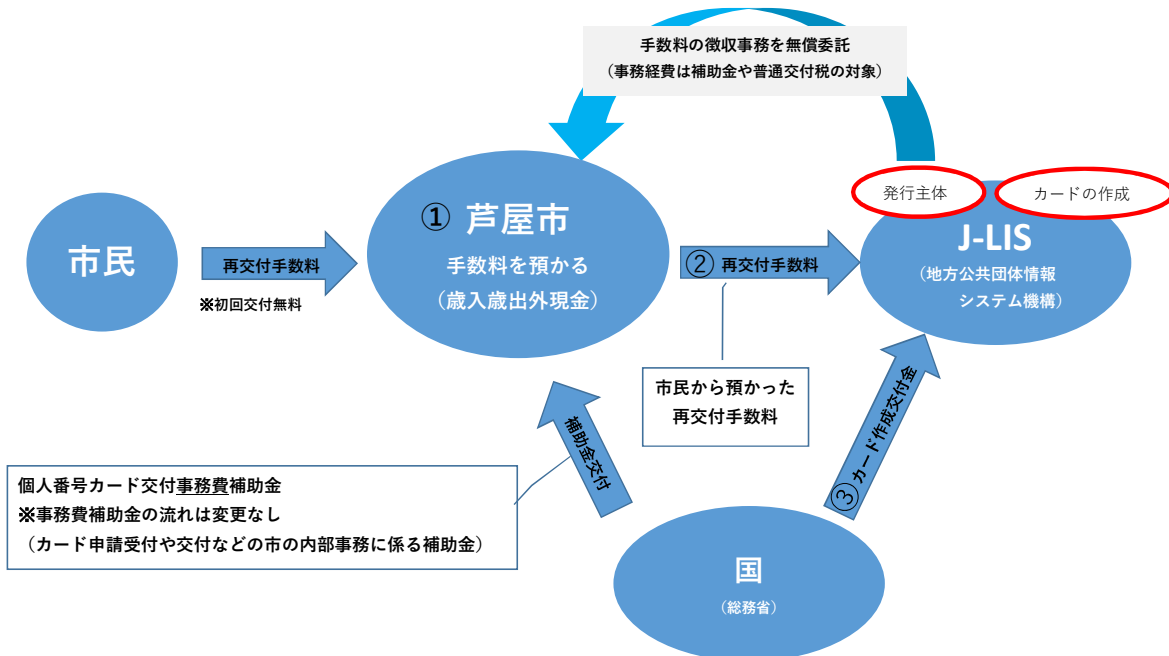
マイナンバーカードの交付に係る手数料等の流れについて

【改正前】



- ①再交付手数料は市の手数料収入として収納する。
- ②再交付したカード作成費用も含めJ-LISにカード作成交付金を支払う。
- ③事業費補助金はJ-LISが行うカード作成に係る補助金として、収納した再交付手数料 (①) を除き、市へ交付される。

【改正後】



- ①再交付手数料が市の歳入ではなくなるため、一旦歳入歳出外現金として預かる。
- ②預かった再交付手数料をJ-LISへ支払う。
- ③国は事業費補助金を市に支払っていたが、国から直接カード作成に係る交付金をJ-LISへ支払う。

窓口の手数料収納事務に変更はなく、再交付手数料や交付金の流れのみが変更される。